

笠松但馬守殿

御宿所

(永祿十年九月十一日の條参照。)

二月。羽咋郡法輪寺の梵鐘成る。

【免田常樂寺鐘銘】 羽咋郡

一四九〇

永祿十一年二月鑄之

法輪寺什物也

鑄物師中井

北村重兵衛尉繼

文政十三年庚寅二月改之

能登免田村

常樂寺常什物也

(法輪寺は羽咋郡麥生日蓮宗妙法輪寺の前身にして、眞言宗たりしそれなるべく、この鐘は常樂寺の有に歸したる後改鑄せられたるも尙舊銘を録せるなり。而して永祿中法輪寺ありとすれば、今の妙法輪寺が至徳三年に示寂したる日源の轉衣に創るとする由緒

は疑ふべし。)

三月十六日。越中勝興寺顯榮、金澤御坊の坪坂伯耆に、上杉輝虎の中郡に出馬したることを報す。

【坪坂文書】

一四九一

尙々輝虎出張之儀、守山・能州へ之心懸と申事、以之外之計義と存候。武士之間之計略、何も同前と申ながら、取分候邊之義、鐘さきよりも武略計義を本に仕候ハ、如^(越波郡)此申成候段、此表へ之行必定と存置候事。彌^(唐之)様承候候而、重而注進可申候。

其以後無音非本意存候。仍大様御左右近日御座候哉。御

様躰如何と乍恐奉存事候、路次之儀不相替不都合之

分候哉、是又承度存候。隨而輝虎此國に出張之旨、一昨日

俄ニ從一兩所雖申來候、いつもの雜説と存候處、昨日午

刻の時分より中郡に取出候。地利等□□□之由申、驚入存

候。今度長尾出馬之意趣者、守山^(射水郡)を責伏、能州之屋形^(富山縣)を入

國させ可申との圖にて候由、難測次第迄候。尙以様躰承

扨、重而可申述候。恐々謹言。

(永祿十一年)

三月十六日

坪坂伯耆入道殿

進之候

勝興寺

顯榮 在判

(大様の何人なりやは明らかならず。元龜三年八月廿九日の條参照。)

三月二十日。足利義昭、本願寺顯如に、越前・加

賀の媾和に關して朝倉義景の使僧の到着せるこ

と等を報す。

【北徴遺文】

一四九二

(加賀越前) (朝倉) 就兩國一果之儀、義景差遣使僧候。次加州祈所已下事、

旁指遣三淵伊賀入道候。委細可申候。恐々謹言。

(永祿十一年)

三月廿日

本願寺殿

義昭 在判

【顯如上人書札案留】

一四九三

御内書致拜見候。就兩國一和之儀、義景使僧到着候。隨而被相副御使、尤恐悅之至候。將亦御料所事不存疎略候。此事之旨宜令申入給候。恐々。

(永祿十一年)

四月五日

三淵伊賀入道殿

三月廿六日。溫井景隆、金澤御坊の坪坂伯耆等

に、上杉輝虎の越中放生津より退陣したること

を報す。

【坪坂文書】

一四九四

端書無之候。

態申入候。長尾昨日廿五日未明ニ放生津陣拂候而、悉人數入申候。未松倉ニ在之由候。未其段者慥不相聞候。越後内輪本城甲州一味仕、去十三日ニ色を相立候由候。左様之儀ニ俄ニ被入馬候哉、不審候。猶相替儀候者、重而注進可申入候。恐々謹言。

溫井兵庫助